

令和6年度 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出要否の判定表 【令和6年4月1日一部修正】

※「提出不要」となった場合は、「様式第5号-2」のみを提出してください。

サービス種類	加算等で改定された事項	説明	提出必要	提出不要
全サービス共通	処遇改善加算 特定処遇改善加算 ベースアップ等支援加算	令和6年4月から処遇改善加算等を算定する事業所（令和5年度からの引き続きを含む）は、すべて処遇改善計画書の提出が必要です。 新様式の処遇改善計画書のエクセルデータを 専用のフォームから送信してください。 ※「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」での提出は不要です。		○
	身体拘束廃止未実施減算 【就労定着支援・自立生活援助及び相談支援事業所を除く】	指定基準に規定する措置（①身体拘束等の記録、②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じていない場合は「減算あり（未実施「あり」）」を届け出てください。	○	
	虐待防止措置未実施減算	指定基準に規定する措置（①委員会の定期開催、②研修の実施、③担当者の配置）を講じていない場合は「減算あり（未実施「あり」）」を届け出てください。	○	
	業務継続計画未策定減算	指定基準に規定する措置（①業務継続計画の策定及び必要な措置の実施、②定期的な研修及び訓練の実施、③定期的な計画の見直しと変更）を講じていない場合は「減算あり（未実施「あり」）」を届け出てください。 ただし、令和6年度中は「感染症の予防等のための指針の整備」及び「非常災害計画の策定」を行っている場合は減算を適用しません。【下記のサービス以外の事業所】	○	
		【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・就労定着支援・自立生活援助・相談支援事業所】 令和6年度中は減算を適用しません。		○
情報公表未報告減算	障害福祉サービス等情報公表システムへの報告がされていない場合は「減算あり（未実施「あり」）」を届け出てください。	○		

サービス種類	加算等で改定された事項	説明	提出必要	提出不要
居宅介護 重度訪問 介護 同行援護 行動援護	特定事業所加算	令和5年度から引き続き同じ加算区分を算定する場合は、届出不要です。 (届出書(計算シートを含む)は作成し、算定が可能であることを確認するとともに、実地指導の際に書類の提出を求められた場合は提出すること。)		○
居宅介護 行動援護	特定事業所加算(経過措置対象)	特定事業所加算の区分で読み替えますので、改めての届出は不要です。		○
療養介護	該当の加算等はありません。			○
生活介護	サービス提供時間ごとの基本報酬の設定	サービス提供時間別に基本報酬が設定されますが、その前提となる「前年度の平均利用者数」の算定の方法が変わるため、生活介護用の計算シート(別紙33その4)により、人員配置基準を確認してください。(書類の提出は不要です。) また、平均障害支援区分により人員配置基準の区分に変更が生じる場合も、職員欠如が生じていなければ届出は不要です。		○
	定員規模の区分の変更	利用定員に応じて新しい区分に読み替えますので、改めての届出は不要です。		○
	人員配置加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算Ⅱ(1.7:1)、加算Ⅲ(2:1)、加算Ⅳ(2.5:1)を算定する場合は届出は不要です。		○
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算Ⅰ(1.5:1)を算定する場合は届出書(改定後の別紙5)の提出が必要です。	○	
	福祉専門職員配置等加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算区分に変更がない場合は届出は不要です。		○
加算(Ⅰ)と(Ⅲ)、加算(Ⅱ)と(Ⅲ)の併給の算定をする場合は、届出書(改定後の別紙7)の提出が必要です。		○		
常勤看護職員等配置加算	看護職員常勤換算員数の報告が必要ですので、届出書(改定後の別紙21)を提出してください。	○		

サービス 種類	加算等で改定された事項	説明	提出 必要	提出 不要
	視覚・聴覚言語障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅱ）に該当する場合は届出は不要です。		○
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅰ）に該当する場合は届出（改定後の別紙10）が必要です。	○	
	重度障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、下記に該当する加算を算定しない場合は届出は不要です。		○
		加算（Ⅱ）（Ⅲ）を算定する場合に、中核的人材配置による上乗せ加算を算定する場合には届出が必要です。算定要件に改定がありました。令和6年度中は経過措置により、従前の要件でも算定可能ですので、従前の届出書（別紙11）で提出可能です。	○	
	リハビリテーション加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 （人員配置基準に言語聴覚士が追加され、リハビリテーション実施計画の作成期間が見直されています。）		○
	食事提供体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 （算定要件に、食事提供に関する記録の作成が追加されていますので、これらの要件も満たす場合に、引き続き算定が可能です。）		○
	延長支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 （延長時間による区分が変更されました。）		○
	送迎加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 （障害者支援施設と隣接しない事業所間の送迎が対象になりました。）		○
	就労移行支援体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、就労定着者数に変更がある場合は、届出書（別紙27）の提出が必要です。	○	
	【新】入浴支援体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書（別紙63）の提出が必要です。	○	
【新】栄養改善体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書（未掲載）の提出が必要です。	○		
【新】高次脳機能障害者支援体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書（別紙64）の提出が必要です。ただし、該当の研修は令和6年度から開始されますので、現時点では届出は基本的にできません。	○		

サービス 種類	加算等で改定された事項	説明	提出 必要	提出 不要
短期入所	重度障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、下記に該当する加算を算定しない場合は届出は不要です。		○
		加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定する場合に、強度行動障害者に対する実践研修修了者が作成する支援計画シートに基づく上乗せ加算又は中核的人材配置による上乗せ加算を算定する場合には届出（改定後の別紙38）が必要です。	○	
重度障害者 包括支援	該当の加算等はありません。			
施設入所 支援	定員規模の区分の変更	利用定員に応じて新しい区分に読み替えますので、改めての届出は不要です。		○
	地域移行等意向確認体制未整備 減算	令和7年度末までは減算はありません。		○
	重度障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、下記に該当する加算を算定しない場合は届出は不要です。		○
		加算（Ⅱ）（Ⅲ）を算定する場合に、中核的人材配置による上乗せ加算を算定する場合には届出が必要です。算定要件に改定がありましたが、令和6年度中は経過措置により、従前の要件でも算定可能ですので、従前の届出書（別紙12）で提出可能です。	○	
	視覚・聴覚言語障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅱ）に該当する場合は届出は不要です。		○
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅰ）に該当する場合は届出（改定後の別紙10）が必要です。	○	
	夜間看護体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、夜間に2人以上看護職員を配置する場合は、届出書（改定後の別紙14）の提出が必要です。	○	
	【新】地域移行支援体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書の提出が必要です。ただし、入所定員の減少についてはあらかじめ障害者支援課との協議が必要ですので、個別の対応とします。	○	
	【新】通院支援加算	R6年度からの新加算のため、届出書（別紙65）の提出が必要です。	○	
【新】障害者支援施設等感染対策向上体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書（別紙66）の提出が必要です。	○		
【新】高次脳機能障害者支援体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書（別紙64）の提出が必要です。ただし、該当の研修は令和6年度から開始されますので、現時点では届出は基本的にできません。	○		

サービス 種類	加算等で改定された事項	説明	提出 必要	提出 不要	
自立訓練	視覚・聴覚言語障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅱ）に該当する場合は届出は不要です。		○	
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅰ）に該当する場合は届出（改定後の別紙10）が必要です。	○		
	リハビリテーション加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅱ）に該当する場合、及び加算（Ⅰ）で頸髄損傷による四肢麻痺等の利用者については届出は不要です。 （人員配置基準に言語聴覚士が追加され、リハビリテーション実施計画の作成期間が見直されています。）			○
		令和5年度から引き続き算定する場合で、頸髄損傷による四肢麻痺等以外の利用者に対して加算（Ⅰ）の算定をする場合は届出（改定後の別紙34（未掲載））が必要です。	○		
	個別計画訓練支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅱ）に該当する場合は届出は不要です。			○
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅰ）に該当する場合は届出（改定後の別紙45）は不要です。	○		
	食事提供体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 （算定要件に、食事提供に関する記録の作成が追加されていますので、これらの要件も満たす場合に、引き続き算定が可能です。）			○
	送迎加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 （障害者支援施設と隣接しない事業所間の送迎が対象になりました。）			○
	就労移行支援体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、就労定着者数に変更がある場合は、届出書（別紙27）の提出が必要です。	○		
	【新】ピアサポート実施加算	R6年度からの新加算のため、届出書（改定後の別紙61）の提出が必要です。	○		
【新】高次脳機能障害者支援体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書（別紙64）の提出が必要です。ただし、該当の研修は令和6年度から開始されますので、現時点では届出は基本的にできません。	○			
就労移行 支援	視覚・聴覚言語障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅱ）に該当する場合は届出は不要です。		○	
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅰ）に該当する場合は届出（改定後の別紙10）が必要です。	○		

サービス 種類	加算等で改定された事項	説明	提出 必要	提出 不要
	食事提供体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 (算定要件に、食事提供に関する記録の作成が追加されていますので、これらの要件も満たす場合に、引き続き算定が可能です。)		○
	送迎加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 (障害者支援施設と隣接しない事業所間の送迎が対象になりました。)		○
	【新】高次脳機能障害者支援体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書(別紙64)の提出が必要です。ただし、該当の研修は令和6年度から開始されますので、現時点では届出は基本的にできません。	○	
就労継続 支援A型	スコア方式による評価項目の見直し	評価点区分が令和5年度から変更がない場合は、届出は不要です。(改定後の生産活動確認表は別紙47-3、スコア表は別紙47-4)	○	
	視覚・聴覚言語障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算(Ⅱ)に該当する場合は届出は不要です。		○
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算(Ⅰ)に該当する場合は届出(改定後の別紙10)が必要です。	○	
	就労移行支援体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、就労定着者数に変更がある場合は、届出書(別紙27)の提出が必要です。	○	
	送迎加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 (障害者支援施設と隣接しない事業所間の送迎が対象になりました。)		○
	食事提供体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 (算定要件に、管理栄養士等の関与や食事提供に関する記録の作成が追加されていますので、これらの要件も満たす場合に、引き続き算定が可能です。)		○
	【新】高次脳機能障害者支援体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書(別紙64)の提出が必要です。ただし、該当の研修は令和6年度から開始されますので、現時点では届出は基本的にできません。	○	
就労継続 支援B型	人員配置区分の見直し	人員配置区分(Ⅱ型(7.5:1)またはⅢ型(10:1))が令和5年度から変更がない場合は、届出は不要です。		○
		人員配置区分を変更する(Ⅰ型(6:1)の配置を含む)場合は、届出書(改定後の別紙49)の提出が必要です。	○	

サービス 種類	加算等で改定された事項	説明	提出 必要	提出 不要
	平均工賃月額区分	平均工賃月額区分が令和5年度から変更がない場合は、届出は不要です。 (平均工賃月額区分の算出方法が変更になりました。)		○
	視覚・聴覚言語障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算(Ⅱ)に該当する場合は届出は不要です。 令和5年度から引き続き算定する場合で、加算(Ⅰ)に該当する場合は届出(改定後の別紙10)が必要です。	○	
	就労移行支援体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、就労定着者数に変更がある場合は、届出書(別紙27)の提出が必要です。	○	
	目標工賃達成指導員配置加算	算定要件が変更(人員配置区分Ⅰ型(6:1)の算定が要件)になりましたので、 令和5年度から引き続き算定する場合も含め、加算の算定には届出書(改定後の別紙29)の提出が必要です。	○	
	【新】目標工賃達成加算	R6年度からの新加算のため、届出書(別紙67)の提出が必要です。(指定後3年度目以降の事業所が算定可能です。)	○	
	送迎加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 (障害者支援施設と隣接しない事業所間の送迎が対象になりました。)		○
	食事提供体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合は、届出は不要です。 (算定要件に、食事提供に関する記録の作成が追加されていますので、これらの要件も満たす場合に、引き続き算定が可能です。)		○
	【新】高次脳機能障害者支援体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書(別紙64)の提出が必要です。ただし、該当の研修は令和6年度から開始されますので、現時点では届出は基本的にできません。	○	
就労定着 支援	基本報酬の見直し	届出は不要です。 (利用者数の区分に関わらず、就労定着率のみに応じた報酬体系に変更)		○
自立生活 援助	【新】地域生活支援拠点等機能強化加算	R6年度からの新加算のため、届出書(未掲載)の提出が必要です。なお、地域生活支援拠点に係る加算については、令和6年6月から新たに始まる地域生活支援推進事業所の登録を経た上での届出となります。	○	

サービス 種類	加算等で改定された事項	説明	提出 必要	提出 不要	
共同生活 援助	基本報酬区分の見直し 【新】 人員配置体制加算	介護サービス包括型の事業所で、人員配置体制を従来の4：1または5：1とする場合、及び日中サービス支援型の事業所で、人員配置体制を従来の3：1または4：1とする場合には、人員配置加算の届出が必要です。別紙62の届出書を添付し、加算要件を満たしていることを確認してください。	○		
	視覚・聴覚言語障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅱ）に該当する場合は届出は不要です。		○	
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅰ）に該当する場合は届出（改定後の別紙10）は必要です。	○		
	重度障害者支援加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、下記に該当する加算を算定しない場合は届出は不要です。			○
		加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定する場合に、 <u>中核的人材配置による上乗せ加算</u> を算定する場合には届出が必要 です。	○		
	【新】 居住支援連携体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書（別紙59）の提出が必要です。	○		
	【新】 自立生活支援加算（Ⅲ）	R6年度からの新加算のため、届出書（別紙68）の提出が必要です。ただし、令和6年4月の届出では、 入居者がいない住居のみが登録対象です。	○		
	【新】 ピアサポート実施加算	R6年度からの新加算のため、届出書（改訂後の別紙61）の提出が必要です。	○		
	【新】 障害者支援施設等感染対策向上体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書（別紙66）の提出が必要です。	○		
【新】 高次脳機能障害者支援体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書（別紙64）の提出が必要です。ただし、 該当の研修は令和6年度から開始されますので、現時点では届出は基本的にできません。	○			
地域移行 支援 地域定着 支援	【新】 地域生活支援拠点等機能 強化加算	R6年度からの新加算のため、届出書の提出が必要です。ただし、本市では、 当該加算の適用は行って いません。	○		
計画相談 支援	行動障害支援体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅱ）に該当する場合は届出は不要です。		○	
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅰ）に該当する場合は届出（改定後の別紙52）が必 要です。	○		

サービス 種類	加算等で改定された事項	説明	提出 必要	提出 不要
	要医療児者支援体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅱ）に該当する場合は届出は不要です。		○
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅰ）に該当する場合は届出（改定後の別紙52）が必要です。	○	
	精神障害者支援体制加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅱ）に該当する場合は届出は不要です。		○
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅰ）に該当する場合は届出（改定後の別紙52）が必要です。	○	
	主任相談支援専門員配置加算	令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅱ）に該当する場合は届出は不要です。		○
		令和5年度から引き続き算定する場合で、加算（Ⅰ）に該当する場合は届出（改定後の別紙60・未掲載）が必要です。	○	
	地域体制強化共同支援加算	（算定対象なし）		○
	【新】地域生活支援拠点等機能強化加算	R6年度からの新加算のため、届出書の提出が必要です。ただし、本市では、当該加算の適用は行っていません。	○	
【新】高次脳機能障害支援体制加算	R6年度からの新加算のため、届出書（改定後の別紙52）の提出が必要です。ただし、該当の研修は令和6年度から開始されますので、現時点では届出は基本的にできません。	○		